

報告第 3 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和3年 3月2日	95,400円	■■■■■■	平成19年3月6日午後4時20分頃、市立はびきの保育園内0歳児保育室において、ふれあい遊びをしていたところ、保育士が目を離した際、相手方の乳臼歯が脱臼し、脱落したもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。